

令和4年4月12日

令和4年度第1回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和4年4月12日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年4月12日（火曜日） 午後2時05分

#### 4. 議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第5号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見について
- 議案第7号 贈与税の納税猶予に関する証明書の交付について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄
14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光	16番 野口 友子
17番 福士 修身	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

12番 長野 英雄
-----------

#### 7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	工藤 武	主 事	天内 隆人

#### 8. 議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

（事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用

最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、令和4年度第1回 青森市農業委員会月例総会を開会します。  
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中18名が出席しております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。9番澤田今日一委員、10番堤武久委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第1号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が6件、賃借権設定が6件です。個別の内容につきましては、議案書の2ページから6ページに記載しておりますが、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人または貸主については、売買の申し出があったことや労力不足のためであり、譲受人または借主については、経営規模の拡大などのためとなっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」とおりであります。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

非常に単純な質問で申し訳ございません。4ページの広域認定農業者とありますが、これちょっとお知らせ願いたいと思います。

○事務局

広域認定農業者というのは位置的には認定農業者と同等と聞いております。青森市以外で、今回の金谷ファームについては五所川原の法人ですので、おそらく五所川原にも農地があるという事で、五所川原市、青森市、他にもあるかもしれませんが、市町村単独ではなくて、広域で認定農業者であるという事で県の認定となる認定農業者ということになっております。よろしいでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

秋谷委員よろしいですか。他に質問・意見ございませんか。

ないようですので、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第2号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地転用を目的とする農地法第5条の許可申請が1件となっております。  
それでは、今回の転用案件について、転用案件説明の資料に基づき、ご説明させていただきます。

右上に議案第2号 関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号1番、場所は別添案内略図①のとおりで、申請地は4筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図になります。6ページ～9ページ目が土地の登記簿となります。10ページ目が土地選定の経緯、11ページ目が土地改良区からの意見書、12ページ目が水路の上に通路を設置する法定外公共物占用等許可書になります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。  
まず1点目、立地基準については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。

第1種農地は、原則農地転用不許可となりますが、不許可の例外として「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって、「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」というものがあります。

今回の一般住宅の建築は、増館字若柳の集落に接続するものであり、かつ、申請者の目的として、通勤に便利で静かに生活できる場所を探して、その目的・条件に合致した土地がなかったとのことであり、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第3号、4号及び5号は関連がありますので一括審議の議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明に入る前に、資料の訂正がありましたので、本日議案第5号関係資料(差替)を配付させていただきました。訂正箇所は、網掛け部分で1ページのア、2ページのカ、4ページのオとなっております。

それでは、本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が5件、利用権設定が4件の合計9件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が8ページから9ページ、利用権設定の案が10ページから11ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第4号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地中間管理機構の転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、議案第5号につきましては、以前から農地中間管理機構が利用権設定を受けていた農地の、転貸予定内容に対する意見を求められています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、17ページから20ページの利用権設定申請番号11番から19番、●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本日出席の農業政策課の自己紹介をお願いします。

その後、●●●●さんから、簡単に自己紹介と申請に至った理由等を述べていただきますようお願いいたします。

○農業政策課 千葉主幹

今年の4月の人事異動で農業政策課担い手支援チームに配属になりました千葉です。まだ来たばかりでよく解っていないところが多いので、皆様にご迷惑をかけないように早く業務の方を理解していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○農業政策課 相馬主査

青森市農業政策課の相馬と申します。昨年からは引き続き農地中間管理機構や、農振、経営体育成事業等を担当することになっております。今年もよろしくお願い致します。

○●●●●氏

私、●●と申します。申請に至った理由を公表致します。農業の平均年齢が65歳を超えているというニュースを拝見しまして、今後5年10年たったときに誰が野菜をつくるのか米をつくるのかという危機感を勝手に自分が抱いた訳ですけども、それで農業に興味と感心をもったというのがまず第一です。それから、青森は農業が豊富ですので、その中から「りんご」「にんにく」「夏秋いちご」の3つに自分の中で目標を絞りまして、この作物の中でどれがいいかと思ったときに、たまたま三沢市の方で農業法人の求人が出ておりまして、そこに就職することが出来まして、三沢市の方で約2年、収穫でいうと3回位、2年とちょっとですね。植え付け、収穫、にんにくの乾燥したものの調製作業、出荷するための根すり、エア一吹いて皮をはぐ、S・M・L・2LとJAの出荷規格に分けるといって一連の流れ作業をそこで学びました。それから青森市に帰ってきて就農しようと思ったときに、たまたま滝沢地区のほ場整備の関係で声がかかりまして、そこでやってみたらどうかということで、こういった形になっております。今現在は、農業に携わってはいないですけども、黒にんにくに加工する機械を買うために3月までは熊本の方で工事の仕事をやっておりました。今は秋田で日本一のダム「成瀬ダム」の工事をやっております。そのために今お金を貯めている最中がございます。以上になります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ありがとうございました。それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしますので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●さん本日は大変ご苦労様でした。2点程お伺いします。

まずにんにくを主とした栽培を行う計画のようですが、にんにく栽培で●●さんが経験した中で、一番重要なものは何か、それを1点お知らせ願いたい。

2点目、にんにくの経営収支1年目と5年目が出ていますが、収支金額が1年目と5年目が全く同じです。どうして同じなのか、その理由をお知らせ願いたい。以上です。よろしくお願い致します。

○●●●●氏

1点目の重要な点ですが、にんにくの土ですけれども、他の野菜と比べて、リンが非常に多く、というか一番使う作物で、リンに関しては、化学薬品トップスコアというのがあるんですけどそれを使おうかなと思っています。越冬作物ですけれども、春、雪解けから収穫までの水の量が、前の三沢市でもあったんですけど、隣が田んぼで間に挟まっているところで、隣の田んぼが水を出しっぱなしにして、にんにくの畑まで入ってしまった。それで水浸しになってしまい、腐るのかと思ったら、逆にそれぐらい水を吸っても膨れて大きくなるという、それぐらい水に関しては重要だと思っています。これが重要な点です。

○農業政策課 相馬主査

農業政策課の相馬です。1年目と5年目が一緒の収入だという事に関しては、1年目から可能な限り作付けして自分の目指す経営をやっていくという事で、数字的には同じになってしまった次第です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

まず、経営収支です。たぶん、種苗費、種子代ですね、これが2年目3年目になれば自家増殖して種苗費がかからなくなるんじゃないかなと思いますが、種苗は毎年購入する予定ですか。

○●●●●氏

白玉王っていう三沢市の住友化学の原種が1玉900円するんですけども、それを多少買って、それを3年で回していくっていう形にしようと思っています。自家消費では増やすのもあるとは

思いますけれども、3年で回るような量を買おうと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

基本的にはウイルスフリーみたいなのを買うんだ。

○●●●●氏

1 玉 900 円するんですけども、それを 2 年 3 年増やしたという J A の種子がまた別にあるので、それは 1 玉 200 円くらいまで値段落ちるのもあるので、それは買おうと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

非常に大事ですから、にんにくの場合ね。良い種子をどう確保するか。それで作柄が 7・8 分決まりますんで。毎年買うということで、自家増殖したやつは使わない。使わないっていうのはおかしいけどあまり使わない。

○●●●●氏

3 年で回すというのは自家消費のやつなので、増やしていくという事になる。

○1 番（秋谷進委員）

なるほど、わかりました。にんにく連作はあまりよろしくないんですよ。3 年かな、4 年くらい経てば病気が発生しますので、出来れば輪作とれるような感じで、もうちょっと面積を広げて、頭の中に入れていた方が、輪作する時に重要だと思いますので、ご検討願えればと思います。ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。はい、野口委員。

○16 番（野口友子委員）

16 番野口です。私、初心者なのでお聞きしたいんですけども、●●さんは農業次世代人材投資事業を申請しないという事になっていきますけれども、これは給付型なので、この資金を支援事業の費用を受ければ、農業に力を入れてやれるのではないかと思ってお聞きしたいんですね。

○●●●●氏

それですと 1 年目 2 年目、種を増やすために、就農時間、農業に従事する時間というのが、にんにくの場合、年間千何時間と枠があるんですけど、それにちょっと満たないんですね。150 万円をもらうために、わざわざ違う作物にも手を出してとかになると機械も必要になって。そうであれば、働きながらその分の所得を確保しながら野菜を作った方がいいんじゃないかというのがあ

って、その 150 万円の申請をわざとしていません。色々制限があって、アルバイトも出来ないというがあるので、農業に従事していなければならないというのがあるって、わざと申請していないということです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

野口委員よろしいですか。

○16 番（野口友子委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第 6 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課の農業政策課から説明をお願いします。  
説明用の資料は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る資料となりますが、資料右上の囲み部分、議案第7号関係資料の7号は6号の誤りですので、お手数ですが訂正をお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

それでは、議案第6号の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の改正に係る資料について、あらかじめ、お目通し頂いているということを前提に、ポイントのみ説明させていただきます。今回の説明で利用する資料は、関係資料①のみとなりますので、お手元にご用意ください。

表紙をめくって頂いて、1ページ目、基本構想の概要ですが、基本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき市が作成するもので、担い手や新たに農業をする者が目標とすべき農業経営の指標、担い手に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めたもので、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準となっております。

また基本構想は、5年毎に見直しをしており、令和3年3月に県基本方針が改訂されたことを踏まえまして、今回、市においても見直しを行うというものです。

主な変更点について第1から第5まで記載しておりますので、順を追ってご説明します。

主な変更点について見て頂いて、第1の「農業経営の基盤強化の促進に関する目標」の1 農業の現状については農林業センサス等における最新データをもとに修正しました。

2「農業の基本方向」については、国の基本計画などが記載されている箇所になりますが、令和2年3月閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」を踏まえまして、国の取組内容を変更しております。

3 「育成する農業経営体の経営目標」は、農業従事者が、他産業従事者並みの所得を得ることを目標に、各種公表資料における最新データに基づき、年間所得目標を算出したもので、今回1世帯あたりの農業所得は現行とは変わらず、450万円程度のままですが、主たる農業従事者の年間農業所得を380万円程度の目標に変更しております。

また、それに伴い新規就農者等についても、一般農業経営体の目標の5割程度としていることから、主たる農業従事者の年間農業所得を380万円の2分の1、190万円程度の目標に変更して

おります。

先ほどお話した、1世帯あたりの農業所得450万円、新規就農者では半分の225万円、年間労働時間についての目標時間2,000時間については変更ありません。

資料の2ページ目をご覧ください。4「基本的施策」、5「新規就農者数の確保目標」、6「地域別特徴と施策の方向」については、現行の制度に合わせた文言の整理や過去の5年間の実績等をもとに変更しております。

第2の「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」、及び第2の2の「新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」については、県基本方針の改訂内容及び、市内の営農状況を踏まえ、指標を一部変更しております。ただし、一世帯あたりの450万円の所得目標の変更がないため、大幅に変更した部分はありません。

第3の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地利用関係の改善に関する事項」については、面積のシェア目標を変更するとともに、法改正に伴い、「農地利用集積円滑化事業」に関する記載部分を削除したほか、土地改良事業については最新データに更新しております。

面積のシェア目標の70%については、市の担い手、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者になりますが、その方々の経営規模拡大に向けた人・農地プランにおける中心経営体の意向調査から算出したものです。

また、耕作放棄地の解消にむけた施策として記載していた「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」については、その後名称を変え、「荒廃農地等利活用促進交付金」として実施されましたが、平成30年度で事業が廃止されたため、削除。さらに、土地改良事業については計画面積を修正するとともに、終了した事業を削除し、新たな事業を追加しております。

第4の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」については、「農地利用集積円滑化事業」の廃止に伴い関係部分の削除や、条項、別紙番号の整理を行ったほか、利用権設定等促進事業については、市と農地中間管理機構、農業委員会、土地改良区等関係機関との連携について追記しております。

第5の「農地利用集積円滑化事業に関する事項」については、「農地利用集積円滑化事業」の廃止に伴い削除。

以上簡単ですが、ただいまご説明した内容が今回の見直しとなります。

私からの説明は以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番、秋谷といいます。1 点ほどお尋ねしたいと思います。非常に力作で全部目を通してないので、書いてあるお話があるかもしれませんがそれを前提に、この変更後、資料 2 ございますね。資料 2 の 6 ページの地域別特徴と施策方向というのがあります。これずっと見ると地域別の特徴色々書いてあります。非常に力作だと思いますが、その次の 9 ページに営農利益が出ています。実は先ごろ、農業委員会の総会の時に小野寺市長が出席されまして、その挨拶の中で八甲田牛のブランド化、これを進めていきたい。進めていきたいというか、だいぶ定着しているという認識の発言がございました。私も畜産の方に興味があるものですから、確かにそうだなと思ってみますと 9 ページに肉用牛の経営利益ございます。ただね、その前の 6 ページ 7 ページの地域別の施策の中に肉用牛が入っていない。どこの地域を想定すればいいのかな。その辺どう見れば良いでしょうか。

○農業政策課 相馬主査

指標に関しては、これだけの所得あげるための参考として載せたものですが、実はこの地域別になるとですね、これらに書かれている記載事項というのは、令和 2 年度に実質化された人・農地プラン、地域の皆様と話し合いをもって、人・農地プランというのを皆様と一緒に作成したわけですが、その中で出た地域毎の方針を簡単にまとめて記載しております。なので、その中で肉用牛に関しての話題が出なかったというのは、記載が足りなかったという事になります。説明は以上です。

○1 番（秋谷進委員）

地域毎に入れるとすれば、どの辺の地域が想定されますか。

○農業政策課 相馬主査

畜産振興センター辺りだと、筒井地区になります。

○1 番（秋谷進委員）

もし、1 行くらいでも肉用牛いいのであれば、添えておいた方がいいのかなという提案です。以上です。

○農業政策課 相馬主査

すみません、筒井地区か、先程の畜産振興センターの八甲田辺りだと横内地区になります。その地区の人・農地プランの話し合いの中で、そういう話も畜産農家さんがされた際は、委員の意見を参考にさせていただきます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、意見なしと認め、そのように決定いたします。農業政策課さんお疲れ様でした。

（農業政策課 退場）

○議長（福士修身会長）

次に議案第7号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

農地に関する贈与税の納税猶予を受けている方は、3年ごとに所轄の税務署に対して、継続の届出書とともに、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を提出することになっております。

このことから、納税猶予を受けている農地について証明願に基づき、事務局において農地の状況等の確認、また、農業所得の申告の有無について確認を行い、農業経営を行っているものと判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、納税猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っているものと承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第1号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が6件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第2号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が9件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、事務局から報告があるそうです。よろしく願います。

○事務局長

農業委員事務局員の懲戒処分について私の方から報告させていただきます。

委員の皆様、すでにご存知の方がいらっしゃるものと思われませんが、去る令和4年2月10日付けで本委員会事務局分室に勤務する50代男性主幹を、減給3ヶ月とする懲戒処分を行いました事についてご報告致します。

当該職員につきましては、事務局が管理している農地台帳データおよび農地台帳システム航空写真を、職務以外の目的で収集したとともに、個人情報をご自身の利益を図るために使用したことなどにより、青森市職員懲戒等審査委員会の答申に基づき処分いたしました。

この度の不祥事につきましては、農業委員会組織はもとより、農地行政の信頼を揺るがしかねない事態であると思っておりますことから、委員の皆様方をはじめ市民の皆様に対し、衷心よりお詫び申し上げますとともに、改めて再発防止に向け、服務規律確保、綱紀粛正を年度当初職員に呼び掛けたところでございます。

また、処分から本日報告に至るまで、時間を要した事を重ねてお詫び申し上げます。

この度の職員の不祥事、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまの事務局長からの報告に何かありますでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、その他に移りますが何かございますか。

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

（委員に対し、活動記録簿・活動記録制度に関する連絡）

(次回の月例総会は5月13日(金)午後1時から、場所は浪岡庁舎大会議室で開催予定の連絡)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これを持ちまして、令和4年度第1回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。